

監査委員公表第 6 号

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を二宮町監査基準に準拠して執行しましたので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

令和 4 年 11 月 29 日

二宮町監査委員 間中 晟
二宮町監査委員 前田 憲一郎

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の実施日

令和 4 年 10 月 20 日 (木)

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

監査委員 前田 憲一郎

4. 監査対象とした部課等

都市部都市整備課

吾妻山公園

都市部下水道課

5. 監査の範囲

令和 4 年度 8 月末における財務並びに事務の執行状況

6. 監査の実施内容

財務に関する事務が、適正に行われているかどうかを主眼として、監査説明書により書面調査を実施するとともに、関係職員の説明を求めた。

7. 所掌事務（施設）の概要

（1）都市整備課

都市計画に係る調査、企画及び調整に関すること、都市計画区域内での建築の確認及び指導に関すること、道路、橋りょう等の新設改良工事の調査、設計、施工及び監督に関すること、また、これらの維持、管理に関すること、公園、児童遊園地及び緑地等の維持管理に関すること、自然保護及び緑化対策の推進に関すること等を担当している。

（2）吾妻山公園

子どもからお年寄りまでが、自然に親しみ、ふれ合い、自然と調和した憩いの場、体力増強の場として活用するための公園。

（3）下水道課

公共下水道事業の企画及び運営に関すること、公共下水道に係る使用料に関すること、下水道受益者負担金に関すること、公共下水道事業の計画及び認可に関すること、公共下水道工事の調査、設計、施工及び監督に関すること、公共下水道施設の維持管理に関すること等を担当している。

8. 監査結果

各課とも令和4年度予算の事業執行に関する事務については、概ね適正に執行されているものと認められる。

以上